

令和7年度 「新発田市海外輸出推進補助金」 交付要綱

1 趣旨

新発田市内の事業者が製造し、販売する商品の海外輸出推進を目的として、商品の開発・販路拡大などに係る費用の一部について補助金を交付します。

2 補助対象者

以下の(1)(2)を満たす事業者とする。

- (1) 新発田市内に本社機能を持つ事業所等を有する、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者及び個人事業主

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業、その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- (2) 今後継続的に海外輸出に取り組む意志がある事業者

3 補助対象経費

- (1) 対象について：海外輸出への挑戦や拡大を目的とした、下表に該当すると判断される経費。
 (2) 期間について：令和8年1月15日(木)までに申請を行い、交付決定(採択)がなされた日から令和8年2月13日(金)までに、経費の清算を終え、実績報告を行うこと。

【対象経費の表】

	費目	内容	例、備考
1	消耗品費	輸出向け商品の開発に必要な材料、包材などの購入費	輸出仕向地の規制に対応した原材料
2	備品購入費	輸出向け商品の製造に使用する機械・器具などの購入費	対象外 ：輸出向け商品に関係しないと判断されるもの
3	委託料	商品の輸出のための外注にかかる費用	パッケージデザイン費、翻訳料、通訳費、商品検査費用、認証等の取得代行費 対象外 ：輸送費(通関費、コンテナ等)内諸経費等を含む)
4	イベント参加費	輸出関連の展示会などへの参加費	展示会への出展料、セミナー受講料
5	トライアル経費	(1)初めて輸出を行う商品 (2)初めて輸出を行う国・地域 上記いずれかの輸出にかかる経費	「輸送費(通関費、コンテナ等)内諸経費等を含む)」及び「商品サンプル代金(申請者が仕向地の取引先に無償提供するものに限る)」も対象経費として認める。
6	その他費用	委員長が適当と認めるもの	

4 補助金額及び補助率

補助金額は、対象経費(税抜き)に、以下(1)(2)に応じた補助率を乗じ、千円未満の額を切り捨てた金額とする。

- (1) 通常枠：補助率 3 分の 2、上限額 50 万円
- (2) 市事業枠：補助率 10 分の 10、上限額 30 万円 ※以下参照

【市事業枠の適用条件】

市事業「オーガニック SHIBATA プロジェクト」における「付加価値の高い輸出商品開発」に該当する案件。
(詳しくは、事務局にお問合せください。)

5 受付期間

令和 8 年 1 月 1 5 日(木)まで

ただし、予算上限に達した場合、早期に受付を終了する場合があります。

6 手続きの主な流れ

- (1) まずは事務局に、「補助金を利用したい」旨、ご連絡ください。(電話、メールいずれでも可)
(実施する内容をお伺いし、申請の可否などを判断します。)
- (2) 事務局に、以下①②を提出
①申請書 ②経費の根拠資料(見積書など)
- (3) 事務局にて審査
- (4) (審査通過の場合) 交付決定(採択)
- (5) 申請内容に沿って発注
- (6) (実施完了後) 事務局へ「実績報告書」を提出
- (7) 事務局にて審査
- (8) 補助金の確定
- (9) 委員会あてに補助金をご請求ください。(通常 2, 3 週間ほどで入金いたします。)

7 その他

- ・委員会は、提出された書類に関して、提出事業者及び関係者等に対して、調査を行う場合があります。
- ・不正受給が発覚した場合は、補助金額に加算金を加えた額(※)を返還していただく場合があります。
(※不正受給の日の翌日から返還の日まで、年 3 %の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその 2 割に相当する額を加えた額)
- ・成果品のサンプルを提供していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・当委員会及び市が行う輸出事業へ、ご協力をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

【 問合せ先 】 新発田市海外輸出推進委員会 (事務局：新発田市役所 商工振興課 内)
〒957-8686 新発田市中央町 3-3-3 ヨリネスしばた 6 階
TEL：0254-28-9650 FAX：0254-28-9670 メールアドレス：shoukou@city.shibata.lg.jp